

# 社会福祉法人遠野市保育協会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人保育協会（以下「協会」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

## (年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間455万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間35万円以内とする。

## (理事の報酬等)

第5条 理事長及び常勤理事の報酬は、別表により月額で支払うものとする。

2 理事長及び常勤理事以外の理事が、理事会及び評議員会に参加したとき並びに法人及び施設の運営のための職務に当たったときには、別表により1日分の報酬を支払うものとする。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うものとする。なお、理事会及び評議員会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合及び法人及び施設の運営等の会議等に出席した場合であっても、第2項及び第3項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うものとする。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、監査業務以外の法人及び施設の運営等に係る会議等に出席した場合は、別表により報酬を支払うものとする。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が会議及び研修に参加する際並びに監事の監査業務に当たる際にその実費弁償として旅費を支給するものとし、その支給額については、旅費規定により職員に支給する旅費の例による。

3 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規則により職員に支給する例による。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第11条 別表に掲げる報酬の支払いについては、次のとおりとする。

2 報酬については、その月の合計額を翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、休業日前の営業日に支払うものとする。

3 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 協会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成29年4月18日(評議員会の議決日)から施行する。
- 2 昭和49年4月1日施行の社会福祉法人遠野市保育協会役員等の報酬及び費用支弁に関する規則はこれを廃止する。

附 則

- 1 この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表（役員及び評議員の報酬）

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬（月額）	40,000円	
副理事長業務報酬（日額）	5,000円	
常勤理事業務報酬（月額）	300,000円以内 で理事長が定めた額	職員との兼務がない 場合
理事報酬（日額）	5,000円	
評議員報酬（日額）	5,000円	
監事監査指導等報酬（日額）	7,000円	
監査業務以外での報酬（日額）	5,000円	